

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月18日
【会社名】	ファーストコーポレーション株式会社
【英訳名】	First-corporation Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 利秋
【本店の所在の場所】	東京都杉並区天沼二丁目3番9号
【電話番号】	03-5347-9103（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小暮 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区天沼二丁目3番9号
【電話番号】	03-5347-9103（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 小暮 隆
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 328,376,250円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 596,700,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 147,339,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	252,500株(注)2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成27年2月18日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年3月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成27年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式96,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケート
カバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成27年3月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成27年3月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	252,500	328,376,250	177,709,500
計(総発行株式)	252,500	328,376,250	177,709,500

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年2月18日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,530円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は386,325,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 平成27年 3月16日(月) 至 平成27年 3月19日(木)	未定 (注) 4 .	平成27年 3月23日(月)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 3月 5日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 3月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 3月 5日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 3月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年 2月18日開催の取締役会において、平成27年 3月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、平成27年 3月24日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 申込み在先立ち、平成27年 3月 6日から平成27年 3月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋西口支店	東京都豊島区西池袋一丁目15番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年3月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番1		
計		252,500	

- (注) 1. 平成27年3月5日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年3月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
355,419,000	15,700,000	339,719,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,530円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額339,719千円及び「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限135,551千円の手取概算額合計上限475,270千円につきましては、40,000千円を業務系システム及び会計システムの設備投資として充当し、残額を土地仕入の決済資金として充当する予定であります。

充当時期につきましては、業務系システム及び会計システムの設備投資は、平成27年5月期末までに10,000千円、平成28年5月期末までに30,000千円を充当する予定であります。また、土地仕入の決済資金は、平成28年5月期末までに充当する予定であります。土地にかかる建設工事の採算性を勘案して土地仕入を行うため、上記調達資金の具体的な充当時期、及び取得予定の土地は、現時点では未定であります。なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年3月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	390,000	596,700,000	東京都杉並区 飯田一樹 290,000株 東京都杉並区 中村利秋 60,000株 東京都杉並区桃井三丁目6番1-1408号 株式会社 中村 40,000株
計(総売出株式)		390,000	596,700,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,530円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 . (注) 2 .	未定 (注) 2 .	自 平成27年 3月16日(月) 至 平成27年 3月19日(木)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びその 委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3 .

(注) 1 . 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 1 . と同様であります。

2 . 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3 . 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年3月13日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 . 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5 . 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 . 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	96,300	147,339,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 96,300株
計(総売出株式)		96,300	147,339,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年2月18日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式96,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,530 円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1 .	自 平成27年 3月16日(月) 至 平成27年 3月19日(木)	100	未定 (注) 1 .	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店並 びに全国各支 店及び営業所		

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2)ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村利秋(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年2月18日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式96,300株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式96,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2.
(4)	払込期日	平成27年4月22日(水)

(注) 1．募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成27年3月5日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成27年3月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年3月24日から平成27年4月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である中村利秋、及び売出人である飯田一樹、株式会社中村、並びに当社株主である斉藤みさを、中村莉紗、中村建二、佐藤和広、堀口忠美、諸橋隆章、片山剛志、小平定、平野洋子、遠藤美紀、鈴谷健三、安部敏弥、海老根宏、青木公司、亀山周二、林淳二、及び村上功は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成27年6月21日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行、新株予約権の行使による本件株式の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年2月18日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

- (2) 表紙の次に「1. 事業内容」から「3. 主要な経営指標等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 事業内容

■ 事業内容

当社は、分譲マンションに特化した建設工事の施工を中心に、マンション・デベロッパーへの事業化提案も行う「分譲マンション建設事業」を行っております。当該事業を行うにあたっては、「建設業法」に基づく建設業許可、さらに「建築士法」「建築基準法」に基づく一級建築士事務所としての登録ほか、マンション・デベロッパーへの事業化提案の過程で生じる不動産の仲介、売買等に必要となる「宅地建物取引業法」に基づく宅地建物取引業の登録を行い事業を行っております。事業の内容は次のとおりであります。

【分譲マンション建設事業】

当社は、施工するマンションの品質確保を最優先に、業務に取り組んでおります。

その方策として、建物の強度を保つ根幹となる躯体部分については、特に厳格な品質管理を実施しております。構造検査については、法令に則った所定の検査に加え、当社安全品質管理室によるダブルチェックを追加実施する等の検査・運用基準を実践しております。

当社事業の特徴を紹介いたしますと、一つには、事業エリアを東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）としていることです。これは、現在の当社の体制では広域をカバーすることは難しいため、事業エリアを限定することにより、土地情報の迅速な入手やコストパフォーマンスに優れた下請業者を確保することが可能であると考えているからであります。

二つ目の特徴としましては、鉄筋コンクリート（RC）工法による建設工事に特化しているという点があります。この特定の分野に特化していることにより、施工品質の均一化や施工工程の効率化が図られることとなります。そして、その建設工事において重要な役割である施工管理について、当社は経験豊富な技術者により、安定した施工を実践しております。

そして、三つ目の特徴としましては、「造注方式」というビジネスモデルを導入している点であります。当社は、「分譲マンション建設事業」について、以下の二つのモデルに分類しております。

以下に、その内容を説明いたします。

①施主からのマンション建設工事の引合いによる「競争入札方式」

「競争入札方式」におきましては、マンション・デベロッパーが選択した複数の建設会社に対し、決められた仕様に基づき、相見積りを実施し、マンション・デベロッパーが発注先を選定します。そのため、マンション・デベロッパーに最も有利な条件を提示した建設会社が選定されることになります。

現在は、この方式が、当社の受注の多数を占めている状況であります。

施主からのマンション建設工事の引合いによる「競争入札方式」

【「競争入札方式」による事業系統図】



②マンション用地確保による「造注方式」

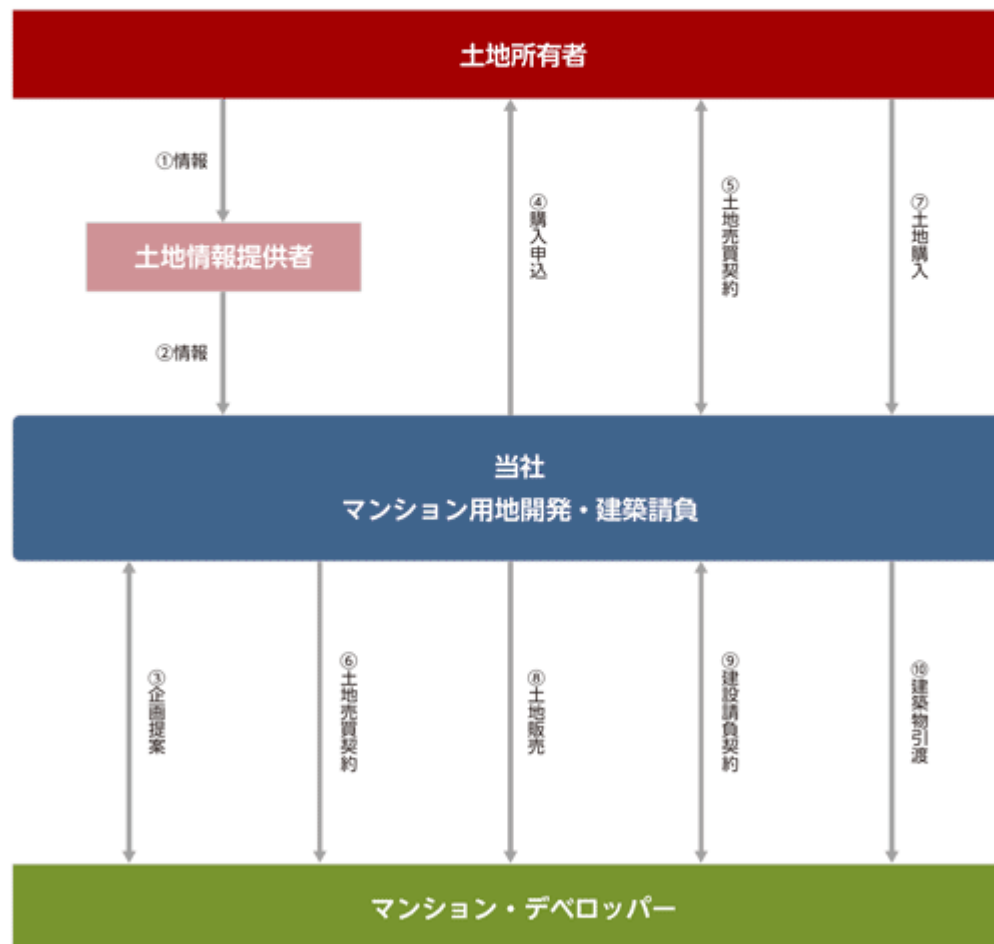
「造注方式」とは、当社が土地情報の収集を行い、マンション用地を確保し、その土地に建設するマンションを一体とした事業企画を造り、その企画を複数のマンション・デベロッパーに提案します。その結果、建設工事を特命で受注するというビジネスモデルです。

「造注方式」によるマンション・デベロッパーとの取引形態については、マンション用地を当社が紹介、仲介、地位譲渡及び売買し、当該土地にかかる建設工事を受注するケースのほか、当社が、土地を取得し、その土地に建物を建設後に土地と建物を一体でマンション・デベロッパーに売却する方法等があります。

「造注方式」を当社が重点戦略として導入しましたのは、マンション・デベロッパーと対等の立場での条件交渉が可能となり、「競争入札方式」と比べて高い利益の確保が見込まれるためであります。

【「造注方式」による事業系統図の例】

当社が土地を売買し、建設工事を受注するケースを下記に例示します。



■ 施工事例

プレシス千歳船橋（当社第1号物件）（平成24年7月竣工）

プレシス大宮 I
（平成25年9月竣工）プレシス八王子
（平成26年3月竣工）

プレシス八王子

（平成26年3月竣工）

ヴェレーナ東松戸
（平成26年6月竣工）プレシス田園調布
（平成26年10月竣工）

プレシス田園調布

（平成26年10月竣工）

プレシス関内
（平成26年11月竣工）

2. 今後の取組みについて

(1) 営業開発

当社は、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備と、その推進に注力してまいりました。今後、コンスタントに契約を獲得し、安定した利益計画の実現に貢献すべきものと考えております。

(2) 施工体制

施工体制は、生産能力の拡大と品質向上という2点の課題に取り組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用により一定水準以上の技能を有する人員の拡充により、施工能力をアップさせ、より多くの物件を施工してまいります。

品質向上については、施工状況の検査を強化しております。建物の強度を保つ根幹となる躯体部分については、特に厳格な品質管理を実施しております。その構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。

(3) 内部管理体制

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業容の拡大を図るために、内部管理体制の拡充を進める必要を認識しており、事業の急速な拡大等に対しましても、十分な内部管理体制が機能するために、引続き、拡充と機能向上に努めてまいります。

3. 主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成26年11月
売上高	(千円)	1,011,918	3,421,632	7,187,586	8,007,663
経常利益	(千円)	1,201	48,562	257,398	353,730
当期（四半期）純利益	(千円)	833	22,331	162,536	220,592
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—
資本金	(千円)	40,000	41,311	41,311	41,311
発行済株式総数	(株)	800	82,622	82,622	82,622
純資産額	(千円)	40,833	64,476	227,012	447,605
総資産額	(千円)	763,659	1,657,729	2,612,798	4,774,022
1株当たり純資産額	(円)	51,042.32	26.01	91.59	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	1,042.32	9.30	65.57	89.00
潜在株式調整後 1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	5.3	3.9	8.7	9.4
自己資本利益率	(%)	2.1	42.4	111.5	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△508,368	601,090	381,576
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	△13,389	△10,508	△40,094
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	494,368	△451,942	289,028
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	(千円)	—	25,467	164,106	794,618
従業員数 (外、平均臨時雇用人数)	(名)	27 (—)	42 (2)	71 (11)	82 (12)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第2期及び第3期における総資産の大幅な増加は、受注の伸びに伴う取引の増加等によるものであります。
4. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）については、配当（中間配当）を実施していないため、記載しておりません。
5. 平成26年12月8日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
6. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第3期及び第4期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
10. 前事業年度（第2期）及び当事業年度（第3期）の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、東陽監査法人により監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 平成25年5月14日付で株式1株につき100株の株式分割を、平成26年12月8日付で1株につき30株の株式分割を行っております。

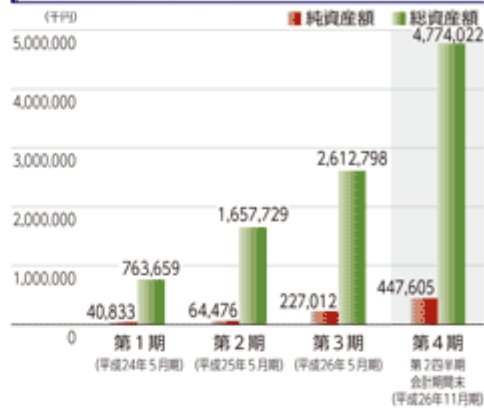
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（1の部）]の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成26年11月
1株当たり純資産額	(円)	17.01	26.01	91.59	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	0.35	9.30	65.57	89.00
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—

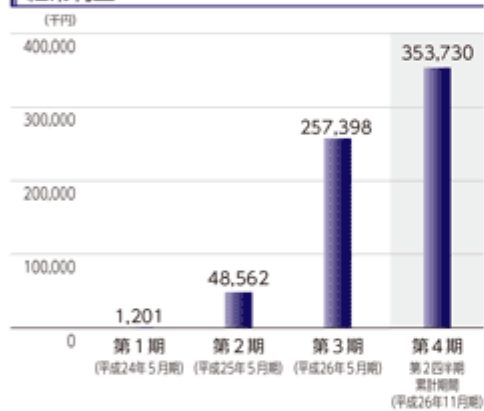
売上高



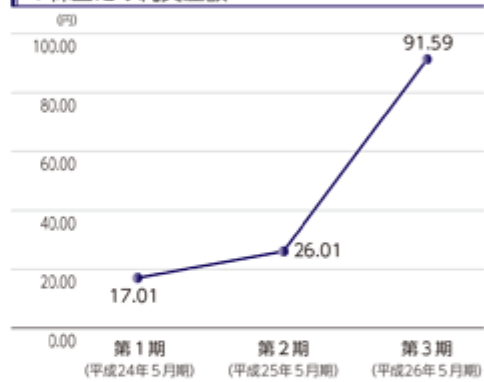
純資産額／総資産額



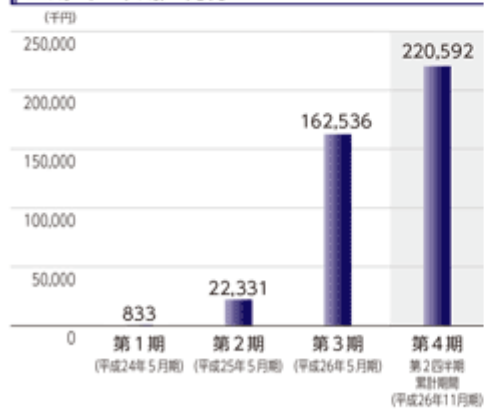
経常利益



1株当たり純資産額



当期（四半期）純利益



1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 平成25年5月14日付で株式1株につき100株の株式分割を、平成26年12月8日付で1株につき30株の株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月
売上高 (千円)	1,011,918	3,421,632	7,187,586
経常利益 (千円)	1,201	48,562	257,398
当期純利益 (千円)	833	22,331	162,536
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	40,000	41,311	41,311
発行済株式総数 (株)	800	82,622	82,622
純資産額 (千円)	40,833	64,476	227,012
総資産額 (千円)	763,659	1,657,729	2,612,798
1株当たり純資産額 (円)	51,042.32	26.01	91.59
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 (円)	1,042.32	9.30	65.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	5.3	3.9	8.7
自己資本利益率 (%)	2.1	42.4	111.5
株価収益率 (倍)			
配当性向 (%)			
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		508,368	601,090
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		13,389	10,508
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		494,368	451,942
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)		25,467	164,106
従業員数 〔外、平均臨時雇用人数〕 (名)	27 〔 〕	42 〔 2 〕	71 〔 11 〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第2期及び第3期における総資産の大幅な増加は、受注の伸びに伴う取引の増加等によるものであります。
4. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)については、配当(中間配当)を実施していないため、記載しておりません。
5. 平成26年12月8日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、第3期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
10. 前事業年度(第2期)及び当事業年度(第3期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東陽監査法人により監査を受けておりますが、第1期の財務諸表については、監査を受けておりません。
11. 平成25年5月14日付で株式1株につき100株の株式分割を、平成26年12月8日付で1株につき30株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

		第1期	第2期	第3期
		平成24年5月期	平成25年5月期	平成26年5月期
1株当たり純資産額	(円)	17.01	26.01	91.59
1株当たり当期純利益金額	(円)	0.35	9.30	65.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			

2 【沿革】

年月	概要
平成23年 6月	東京都西東京市に建設工事設計施工等を目的とした総合建設業として、ファーストコーポレーション株式会社(資本金40,000千円)を設立。
平成23年 8月	特定建設業許可取得(東京都知事許可(特 23)第137046号)。
平成23年10月	第一号施工物件「プレシス千歳船橋」着工 (竣工平成24年 7月)。
平成24年 3月	営業開発部門を新設。
平成24年 6月	宅地建物取引業者免許取得(東京都知事(1)第94270号)。
平成24年 6月	一級建築士事務所登録(東京都知事第57917号)。
平成24年 9月	本社を東京都西東京市から東京都杉並区に移転。

3 【事業の内容】

当社は、分譲マンションに特化した建設工事の施工を中心に、マンション・デベロッパーへの事業化提案も行う「分譲マンション建設事業」を行っております。当該事業を行うにあたっては、「建設業法」に基づく建設業許可、さらに「建築士法」「建築基準法」に基づく一級建築士事務所としての登録ほか、マンション・デベロッパーへの事業化提案の過程で生じる不動産の仲介、売買等に必要なる「宅地建物取引業法」に基づく宅地建物取引業の登録を行い事業を行っております。事業の内容は次のとおりであります。

「分譲マンション建設事業」

当社は、施工するマンションの品質確保を最優先に、業務に取り組んでおります。

その方策として、建物の強度を保つ根幹となる躯体部分については、特に厳格な品質管理を実施しております。構造検査については、法令に則った所定の検査に加え、当社安全品質管理室によるダブルチェックを追加実施する等の検査・運用基準を実践しております。

当社事業の特徴を紹介いたしますと、一つには、事業エリアを東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)としていることです。これは、現在の当社の体制では広域をカバーすることは難しいため、事業エリアを限定することにより、土地情報の迅速な入手やコストパフォーマンスに優れた下請業者を確保することが可能であると考えているからであります。

二つ目の特徴としましては、鉄筋コンクリート(RC)工法による建設工事に特化しているという点があります。この特定の分野に特化していることにより、施工品質の均一化や施工工程の効率化が図られることとなります。そして、その建設工事において重要な役割である施工管理について、当社は経験豊富な技術者により、安定した施工を実践しております。

そして、三つ目の特徴としましては、「造注方式」というビジネスモデルを導入している点であります。当社は、「分譲マンション建設事業」について、以下の二つのモデルに分類しております。

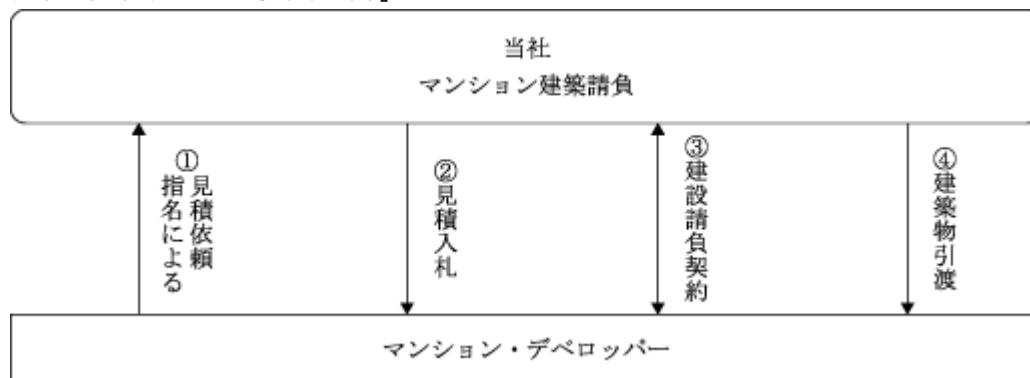
以下に、その内容を説明いたします。

施主からのマンション建設工事の引合いによる「競争入札方式」

「競争入札方式」におきましては、マンション・デベロッパーが選択した複数の建設会社に対し、決められた仕様に基づき、相見積りを実施し、マンション・デベロッパーが発注先を選定します。そのため、マンション・デベロッパーに最も有利な条件を提示した建設会社が選定されることとなります。

現在は、この方式が、当社の受注の多数を占めている状況であります。

[「競争入札方式」による事業系統図]



マンション用地確保による「造注方式」

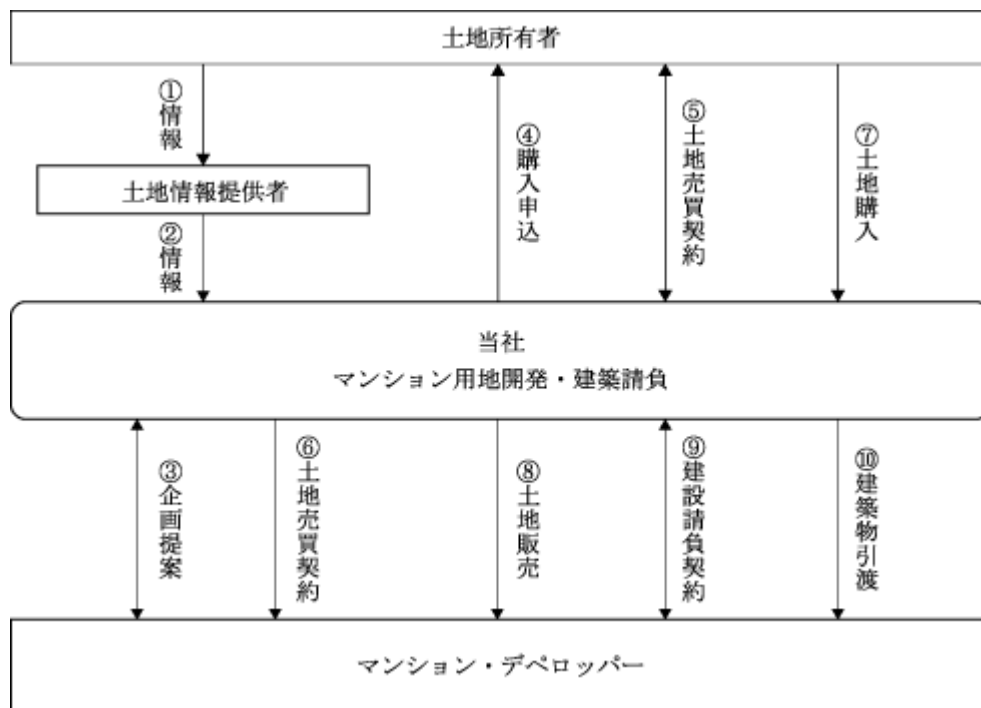
「造注方式」とは、当社が土地情報の収集を行い、マンション用地を確保し、その土地に建設するマンションを一体とした事業企画を造り、その企画を複数のマンション・デベロッパーに提案します。その結果、建設工事を特命で受注するというビジネスモデルです。

「造注方式」によるマンション・デベロッパーとの取引形態については、マンション用地を当社が紹介、仲介、地位譲渡及び売買し、当該土地にかかる建設工事を受注するケースのほか、当社が、土地を取得し、その土地に建物を建設後に土地と建物を一体でマンション・デベロッパーに売却する方法等があります。

「造注方式」を当社が重点戦略として導入したのは、マンション・デベロッパーと対等の立場での条件交渉が可能となり、「競争入札方式」と比べて高い利益の確保が見込まれるためであります。

[「造注方式」による事業系統図の例]

当社が土地を売買し、建設工事を受注するケースを下記に例示します。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
81〔12〕	41.1	1.6	5,949

事業部門の名称	従業員数(名)
建築部	55〔10〕
営業開発部	14〔 〕
安全品質管理室	3〔 〕
全社(共通)	9〔2〕
合計	81〔12〕

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4. 業容を拡大したことに伴い、平成27年1月31日までの1年間において従業員数が25名増加しております。
 5. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。
 6. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は良好に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による政策効果等による、株式市場の活性化と円高の是正を背景として、企業業績の回復や個人消費が持ち直す等の改善が見られ、緩やかな回復傾向を続けております。

当社の事業エリアである東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)の分譲マンション市場では、平成25年(暦年)の新規供給戸数は56,478戸となり、対前年(45,602戸)比23.8%の増加となりました。

販売の状況は、平成25年の平均初月契約率が79.5%と、対前年比3.2%上回り、好調の目安とされる70%を上回る実績で推移しております。

在庫数も平成25年12月末で5,090戸と、低水準な状況にあると言われた平成24年12月末比で257戸の減少と良好な水準が続いております。

(データはいずれも(株)不動産情報研究所-平成26年1月22日付公表資料、「首都圏マンション市場動向」より)

当社は「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是のもと、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しており、「安全・安心・確実」という住まいに対する基本を徹底することにより、顧客の信頼を積み上げております。

このような状況下、当社は創業3年目を迎え、営業開発、施工管理、品質管理、業務管理等、全ての部署において積極的な採用を進め、業容の拡大を図ってまいりました。

その結果、当事業年度中の受注獲得額は14,068,997千円(前期比240.8%、うち造注による受注方式3件)と前事業年度比で大幅な伸びを達成しました。当事業年度の売上高は7,187,586千円(対前期比210.1%)、営業利益267,709千円(同491.2%)、経常利益257,398千円(同530.0%)、当期純利益162,536千円(同727.8%)という成績を収めることができました。

なお、当社は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、日銀の追加的な大規模金融緩和等により、円安の進行や日経平均株価の上昇が見られ、本格的な景気回復への期待感が高まっています。しかし依然として、国内では消費税率引上げによる景気失速懸念があり、国外では中国・インドを中心とした新興国の経済成長の鈍化、新興国通貨の急落、不安定な中東情勢等により、景気の先行きが不透明な状況は継続しております。

このような状況のもと、当社の主要事業エリアである東京圏のマンション市場においては、平成26年当初の段階では東京圏の新規分譲マンション供給戸数はほぼ前年と同程度となることが予想されており、需要は堅調に推移しているものと推測されておりました。

しかしながら、当第2四半期累計期間の供給実績は19,633戸(前年同期比31.9%の減少)と需要の落込みが見られます。また、初月契約率についても、当第2四半期累計期間の平均で73.9%となり、好調の目安とされている70%を上回っているものの、前年同期比7ポイントほどの低下となっており、予断を許さない状況となっております。

(データはいずれも(株)不動産情報研究所-公表資料、2014年6月度から11月度までの「首都圏マンション市場動向」より)

「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是を制定し、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく事業を推進しております。「安全・安心・確実」という基本方針に関し、安全につきましては、安全パトロールの実施等により重大事故ゼロを続けております。安心と確実に対応する品質につきましては、独自のマニュアルの制定や、その徹底を図る目的としての研修会等を定期的を開催しております。

創業4年目を迎え、第3期事業年度より進めてまいりました体制拡充の効果を発揮し、東京圏のマンション建設市場において、更なる実績の積上げを目指しております。

その結果、当第2四半期累計期間の売上高は8,007,663千円、営業利益373,249千円、経常利益353,730千円、四半期純利益220,592千円となりました。

なお、当社は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであるため、セグメントの業績については記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は前事業年度末に比べて138,639千円増加し、164,106千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果獲得した資金は601,090千円(前年同期は508,368千円の支出)となりました。これは主に、売上債権の増加額1,250,742千円があったものの、税引前当期純利益257,398千円、仕入債務の増加額1,049,715千円、たな卸資産の減少額479,363千円が生じたことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は10,508千円(前年同期は13,389千円の支出)となりました。これは主に、敷金の差入による支出5,723千円、有形固定資産の取得による支出4,068千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果使用した資金は451,942千円(前年同期は494,368千円の収入)となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出850,000千円と短期借入れによる収入400,000千円によるものであります。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比べると630,511千円増加し、794,618千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、381,576千円となりました。これは主に売上債権の増加額が1,052,428千円、たな卸資産の増加額が362,149千円、法人税等の支払額が98,800千円あったものの、税引前四半期純利益353,385千円、仕入債務の増加額1,671,968千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、40,094千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出20,000千円、敷金の差入による支出12,741千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、289,028千円となりました。これは主に短期借入金の返済による支出が2,902,500千円あったものの、短期借入れによる収入3,192,500千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業は「分譲マンション建設事業」の単一セグメントであることから、セグメント別の記載に代えて、製品・サービス別に記載しております。

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

(1) 生産実績

製品・サービスの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション建設工事	6,138,409	190.1
合計	6,138,409	190.1

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

製品・サービスの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション建設工事	14,068,997	240.8	11,297,264	289.8
合計	14,068,997	240.8	11,297,264	289.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

製品・サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション建設工事	6,670,576	195.0
不動産販売	510,000	
その他	7,010	
合計	7,187,586	210.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第2期事業年度		第3期事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
一建設株式会社	2,864,372	83.7	4,929,130	68.6

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 販売実績における「不動産販売」は分譲マンション建設用地の販売であります。
4. 販売実績における「その他」は不動産の仲介手数料等であります。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

(1) 生産実績

当第2四半期累計期間において、着工工事件数及び工事出来高等の増加により、分譲マンション建設工事の生産実績が著しく増加しております。

当第2四半期累計期間における製品・サービス別の生産実績は次のとおりであります。

製品・サービスの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション建設工事	5,203,060	
合計	5,203,060	

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第3期第2四半期については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同期比の記載をしておりません。

(2) 販売実績

当第2四半期累計期間において、着工工事件数及び工事出来高等の増加により、分譲マンション建設工事の販売実績が著しく増加しております。また、当第2四半期累計期間において、分譲用マンションの建設用地をデベロッパーに販売したことにより、不動産販売の販売実績が著しく増加しております。

当第2四半期累計期間における製品・サービス別の販売実績は次のとおりであります。

製品・サービスの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション建設工事	5,693,663	
不動産販売	2,284,200	
その他	29,800	
合計	8,007,663	

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第4期第2四半期累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
日本土地建物株式会社	2,284,200	28.5
一建設株式会社	2,154,433	26.9
株式会社アーネストワン	1,225,769	15.3
ジェイレックス・コーポレーション株式会社	963,834	12.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 販売実績における「不動産販売」は分譲マンション建設用地の販売であります。

4. 販売実績における「その他」は不動産の仲介手数料等であります。

5. 第3期第2四半期については、四半期財務諸表を作成していないため、前年同期比の記載をしておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 営業開発

当社は、事業戦略として「造注方式」を掲げ、土地開発及び土地持込による特命受注を事業の中核とすべく、体制整備と、その推進に注力してまいりました。土地持込による成約も前事業年度2件に対し、当事業年度3件と継続しております。今後は、コンスタントに契約を獲得し、安定した利益計画の実現に貢献すべきものと考えております。

また、新規顧客の開拓も進んでおり、更なる拡大と成約に結びつく様に担当人員の拡充や土地情報入手先の多様化に注力してまいります。

(2) 施工体制

施工体制では、生産能力の拡大と品質向上という2点の課題に取り組んでおります。

生産能力の拡大については、積極的な採用により一定水準以上の技能を有する人員の拡充により、施工能力をアップさせ、より多くの物件を施工してまいります。

品質向上については、施工状況の検査を強化しております。建物の強度を保つ根幹となる躯体部分については、特に厳格な品質管理を実施しております。その構造検査において、法令に則った所定の検査に加え、本品質管理担当者によるダブルチェックを追加実施する等、業界において標準的に実施されている以上の検査を実施しております。

(3) 内部管理体制

当社は、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業務の拡大を図るためには、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、十分な内部管理体制の構築が追い付かないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 分譲マンション建設市場の動向によるリスク

当社は、分譲マンション建設事業に特化しており、マンション・デベロッパー（以下「デベロッパー」という。）による物件の開発動向に影響を受けております。デベロッパーによる物件開発は、マンション用地の確保や不動産価格の動向のほか消費者の需要動向に影響を受けております。これらは、景気動向、金利動向、地価動向、物価動向、新規供給物件動向、不動産販売価格動向、住宅税制、少子化、人口減少等によって大きく左右される傾向にあり、消費者所得の低下および景気見通しの悪化等は消費者の住宅購入意欲の減退につながります。これらの状況により分譲マンション着工戸数や需要が減少した場合、当社の請負工事受注高および不動産取引高が減少する可能性があり、その場合、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業エリアを東京圏としていることによるリスク

当社の事業エリアである東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）は、大手ゼネコンと同様に中小ゼネコンも事業展開しているため従来から競合が多く、この状況に加え、有望な事業用地の不足、地価高騰およびオリンピック需要の影響等による建築費の上昇によるマンション供給価格の高騰、人材や協力会社の調達難、他社の新規参入による競争激化等の要因が生じた場合、受注件数の減少等が生じることとなり、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 建設コストの変動によるリスク

一部の建築資材価格および労務費は、東日本大震災の復興需要や、オリンピック需要、公共事業の増加および円安による影響等により上昇傾向若しくは高留まりした状況にあります。当社においては、請負契約締結前に精度の高い見積算定を行なうとともに、デベロッパーとは最新の価格動向に基づく請負契約の締結による利益の確保に努めておりますが、請負契約締結後に想定を超えての建築資材価格の高騰、労務費の上昇が発生した場合には、利益の減少をまねき、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制、行政規制等によるリスク

当社の属する建設業界は、建設業法、建築基準法、宅地建物取引業法等により法的規制を受けており、当社は建築業者としてこれらの規制を受け、以下の許認可等の下、事業展開を行っております。

< 主要事業の許認可等の概要 >

許認可等の名称	法律名	監督官庁	有効期限	取消事由等
特定建設業許可	建設業法	国土交通省または都道府県知事	平成23年8月5日から平成28年8月4日まで（5年間）	同法第28条、第29条
宅地建物取引業者免許	宅地建物取引業法	国土交通省または都道府県知事	平成24年8月2日から平成29年6月1日まで（5年間）	同法第65条、第66条
一級建築士事務所登録	建築士法	都道府県知事	平成24年6月20日から平成29年6月19日まで（5年間）	同法第26条

これら許認可等については、更新漏れが生じることのないよう十分に注意を払っておりますが、万が一更新漏れや取り消し、失効となった場合、また、これらの規制に係る行政処分等を受けた場合には、当社の事業展開に著しい影響が生じることとなり、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、これら法律の改廃や新たな法的規制、適用基準の変更等によっては、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 取引先の信用リスク

建設業においては、工事請負は個々の取引金額が大きく、目的物の完成若しくは引き渡しまでの多くの場合、目的物の引渡時若しくは引渡後に代金の支払が行われております。取引先の与信調査は厳格に実施しておりますが、工事代金の受領前に発注者、共同施工会社等が信用不安に陥った場合や協力会社が経営難に陥った場合は、資金回収不能や施工遅延等により、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 資金調達に係るリスク

建設業においては、目的物の引渡時に多額の支払が行われることが多く、長期にわたり多額の資金を立替した状態となり、当社の資金繰りに一時的に資金不足となる場合があります。また、事業用地の仕入代金につきましては、その決済資金は金融機関からの短期借入を想定しております。金融機関とは良好な関係を維持しておりますが、金融環境の変化等により、与信枠縮小や調達金利の上昇等により当社の資金調達活動に影響が生じた場合、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 在庫に係るリスク

当社は、「造注方式」による事業展開に注力しております。「造注方式」には、当社が事業用地をデベロッパーに紹介および仲介する形態、事業用地の取引権利をデベロッパーに地位譲渡する形態、および当社が事業用地を売買する形態及び当社が土地を取得しその土地に建物を建設後に土地と建物を一体で施主に売却する形態等があります。これらの形態のうち、当社が事業用地を売買する形態と当社が土地を取得しその土地に建物を建設後に土地と建物を一体で施主に売却する形態においては、事業用地の売却完了までの間あるいは建物竣工後に土地付建物として施主に引渡しを行うまでの間は当社の在庫となります。この間に売却先が不慮の事態等に陥り、予定した売買が成立しなかった場合には、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定の取引先への依存度に係るリスク

当社は、飯田グループホールディングス㈱のグループ企業（以下「飯田グループ」という。）からの受注割合が高く、前事業年度までは過半を超える状況となっております。今後も飯田グループとは一顧客として良好な取引関係を維持していく方針ですが、何らかの理由により、飯田グループの事業戦略等に変化が生じ当社との今後の取引に影響が生じた場合には、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、取引及び事業の安定化をめざし、特定取引先への依存というリスクを低減するという方針のもと、新規顧客およびリピーターの獲得等を継続的に実施しており、飯田グループからの受注割合は相対的に低下してきております。

なお、飯田グループとの取引実績は下記のとおりであります。

	受注実績		販売実績	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
第2期事業年度	4,685,238	80.2	3,051,378	89.2
第3期事業年度	9,910,053	70.4	5,219,785	72.6
第4期第2四半期累計期間	1,067,786	13.7	3,380,202	42.2

(9) 瑕疵担保責任に関するリスク

当社は、高品質の建物を施工するため、厳格な品質管理基準を設けております。特に重要となる躯体部分における構造検査につきましては、法令に則った所定の検査に加え、当社の安全品質管理室によるダブルチェックを追加実施し、その運用の徹底に努めるなど、品質管理体制には万全を期しており、保険加入や引当金計上によりリスクの低減も図っております。

しかしながら、当社が施工した建築物に重大な瑕疵担保が発生し、保険等でカバーできない多額の損害賠償が発生した場合は、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 重大事故が発生することのリスク

当社は、重大事故の発生を未然に防ぐため、当社安全品質管理室による毎月最低1回以上の施工現場の安全パトロールを実施しております。また、協力会社と共に安全衛生委員会を設置し、協力会社メンバーも参加する安全パトロールを四半期ごとに実施する等しており、重大事故撲滅のための予防活動を実施しております。しかしながら、万が一、重大事故が発生した場合は、企業イメージを損ない受注活動に支障をきたす等により、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟・クレーム発生のリスク

建設工事着工にあたっては、近隣住民に対する事業計画等の事前説明を実施しております。しかしながら、事前説明後に予期し得なかった反対運動、重大なクレームが発生した場合には、工期の大幅な変更や計画変更等が発生する可能性があります。この場合には、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法令遵守(コンプライアンス)に係るリスク

当社は、法令遵守の徹底を図るために「企業倫理規則」「倫理・法令遵守委員会規則」の制定及び「倫理・法令遵守委員会」の活動や各種マニュアルの作成、教育を通じ、役員・社員に徹底した法令遵守への取組みを行っております。しかし、何らかの理由で、法令遵守違反等が発生した場合に社会的信用を損ない受注活動に支障をきたす等により、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定人物へ依存するリスク

当社の創業者である、代表取締役社長中村利秋は、会社設立以来の最高経営責任者として、当社の経営方針や事業戦略の決定をはじめ、営業を中心とする事業推進において重要な役割を担っております。当社においては、特定人物に依存しない体制を構築すべく、人材の招聘による事業推進体制の整備や職務分掌及び権限規程等により権限委譲を進めており、同人へ過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、同人が当社の業務遂行に支障をきたす事象が生じた場合、現時点においては当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 小規模組織に係るリスク

当社は設立から4期目と日が浅く、会社組織規模もまだ小さいため、今後の事業拡大に対応すべく人員増強等により組織力の充実を図っていく計画であります。人材獲得が計画通りに進まない場合には、当社の今後の事業展開、競争力および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 災害等に係るリスク

当社は、事業エリアを東京圏に集約しております。このため、当該エリアにおいて、地震、風水害等の大規模自然災害及び事故、火災、テロ等の人的災害、感染症の大流行その他予想し得ない災害が発生した場合、当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 生産能力拡充におけるリスク

当社は、今後の事業拡大および中期経営計画値の達成のため積極的に人材採用を進めており、特に施工現場数の増加への対処および更なる施工能力向上に向け、施工現場の優秀な人材の手当と協力会社の拡大・確保が必要不可欠となっております。しかしながら、競合他社との獲得競争の激化等により施工現場数に応じた人員と協力会社の確保ができない事態が生じた場合、当社の事業展開および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 株式の希薄化に関するリスク

当社では、ストック・オプションとして、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。詳細につきましては「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

(2) 経営成績の分析

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

売上高

売上高は、前事業年度と比較して3,765,954千円増加し、7,187,586千円となりました。

売上高の主な増加要因は、前事業年度より完成工事高が3,248,944千円、不動産売上高が510,000千円、各々増加したことによります。

売上原価、売上総利益

売上原価は、前事業年度と比較して3,396,820千円増加し、6,628,168千円となりました。

売上原価の主な増加要因は、前事業年度より完成工事原価が2,905,850千円、不動産売上原価が490,965千円、各々増加したことによります。

売上総利益は、前事業年度と比較して369,133千円増加し559,417千円となり、売上高総利益率については前事業年度の5.6%から7.8%になっております。

売上総利益の主な増加要因は、前事業年度より完成工事総利益が343,094千円増加したことによります。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前事業年度と比較して155,928千円増加し、291,708千円となりました。販売費及び一般管理費の主な増加の要因は、前事業年度より役員報酬が18,212千円、従業員給料手当が38,752千円、支払手数料が49,595千円、各々増加したことによります。

営業利益

営業利益は、前事業年度と比較して213,205千円増加し、267,709千円となりました。売上高営業利益率については前事業年度の1.6%から3.7%になっております。

営業外損益

営業外収益は、前事業年度と比較して7,469千円増加し、21,267千円となりました。営業外収益の主な増加の要因は、安全協力会収受金が7,794千円増加したことによります。

営業外費用は、前事業年度と比較して11,838千円増加し、31,577千円となりました。営業外費用の主な増加の要因は、手形売却損が12,652千円増加したことによります。

経常利益

経常利益は、前事業年度と比較して208,836千円増加し、257,398千円となりました。売上高経常利益率については前事業年度の1.4%から3.6%になっております。

法人税等、当期純利益

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は、前事業年度と比較して82,035千円増加し、94,862千円となりました。

以上の結果、当期純利益は前事業年度と比較して140,204千円増加し、162,536千円となりました。売上高当期純利益率については前事業年度の0.7%から2.3%になっております。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

売上高

売上高は、8,007,663千円となりました。

売上高の内訳は請負工事の完成高が5,693,663千円、不動産売上高が2,284,200千円及びその他の売上高29,800千円であります。

売上原価、売上総利益

売上原価は7,433,068千円となりました。

売上原価の内訳は、請負工事の完成原価5,203,419千円、不動産売上原価2,222,544千円及びその他売上原価7,105千円であります。売上総利益は574,595千円となりました。売上総利益率は7.2%となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は201,345千円となり、営業利益は373,249千円となりました。売上高営業利益率は4.7%となりました。

営業外損益、経常利益

営業外収益は1,122千円となり、営業外費用は20,642千円となりました。経常利益は353,730千円となりました。売上高経常利益率は4.4%となりました。

特別損益、税引前四半期純利益

特別利益の合計額は、35千円となり、特別損失の合計額は380千円となりました。税引前四半期純利益は353,385千円となりました。売上高税引前四半期純利益率は4.4%となりました。

法人税等、四半期純利益

法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計額は、132,792千円となり、四半期純利益は220,592千円となりました。売上高四半期純利益率は2.8%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業務を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載した様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、常に外部環境の構造やその変化に対する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は平成27年5月期から平成29年5月期の3年間を「第2の創業期」と捉え、当社の成長性を確保すべく「中期経営計画 Innovation2014」を策定いたしました。

創業より3年間と短い期間ではありますが、人材の招聘を積極的に推進した結果、力強い業容の拡大を図ることが可能となったと考えております。

更なる躍進を目標とし、この成長過程において、営業開発、建築施工等の機能拡充と体制強化を継続して進めております。

戦略の主要なものは以下のとおりです。今迄の方針を踏襲しながらも、更に向上させていくことに取組んでおります。

安定した請負工事受注の確保及び拡大

安定した受注の獲得

・受注のベースとなる、既存顧客からのリピートオーダーを取りこぼしすることなく成約を目指します。

全方位営業による新規顧客の開拓

・営業力強化により、新規顧客の拡大と受注の拡大に努めております。新規顧客からの引合いや、その成果である受注も実績も積み上げていく所存であります。

土地開発による「造注方式」の拡大

・確保(取得)した用地に、当社がプランニングした企画を、デベロッパーに対し提案します。

・当社が目指す、このビジネスモデルは、特命の工事受注が可能となります。また、顧客と対等の立場での交渉が可能となりますので、収益性のアップが図られることを目指します。

生産能力の拡大

万全の施工と品質

- ・施工、品質、安全衛生等に係る人員の採用、配置と、現場施工要員に対する、各種講習会の開催によりスキルアップを図ってまいります。

建築施工キャパシティーの拡大

- ・経験者及び新卒の採用を積極的におこない、施工能力の増強を継続いたします。
- ・事業パートナーとして重要である協力会社の維持と拡大を進めています。また、職場の安全面、福利厚生面の向上を図るため、安全衛生委員会を組織し、運営しております。

採算性の向上

- ・設計施工において得られた原価低減のノウ・ハウを活かし、業務の効率化と原価低減施策により、実行予算からのコスト低減を目指します。
- ・業容の拡大に伴い、ボリュームディスカウントの効果が、より期待できることとなります。この点につきましても、より成果が得られることを目指し、施策を検討してまいります。

開かれた会社としての管理体制と統制の確立

組織体制の整備

- ・事業ドメイン毎に、機構の整備をおこない、その陣容の拡充を進めておりますが、成長のスピードが早いため、更なる人員の補充が必要な状況であります。この補充につきましても、急ぎ進めております。

コンプライアンス・内部統制機能の拡充

- ・安全な事業運営のためには法令遵守は必須のものであり、内部統制の基本方針を制定するなど、統制面の拡充を図っております。
- ・第3期より、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、業務の執行状況をチェックしております。
- ・また、社長直轄の機関として、安全品質管理室（業務監査機能）の他、経営企画室（内部監査機能）を設置しております。これら2部門は、内部牽制のみならず業務改善を目指す役割を担っております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の源泉としては、自己資本、事業活動において獲得した資金及び金融機関からの借入金が増えられます。当社は、最適な資金調達方法と調達期間の組み合わせにより適切なコストで安定的に資金を確保することを、資金調達の基本方針としております。

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

資産の部

当事業年度末における資産の部は、前事業年度末に比較して955,068千円増加し、2,612,798千円となりました。

これは主に、前事業年度より販売用不動産が480,573千円減少したものの、完成工事未収入金が833,203千円、受取手形が416,998千円増加したことによりです。

負債の部

当事業年度末における負債の部は、前事業年度末に比較して792,532千円増加し、2,385,785千円となりました。

これは主に、前事業年度より短期借入金450,000千円減少したものの、支払手形593,929千円、工事未払金455,786千円増加したことによりです。

純資産の部

当事業年度末における純資産の部は、前事業年度末に比較して162,536千円増加し、227,012千円となりました。

これは、当期純利益を162,536千円計上したことによりです。

キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期累計期間において、金融機関からの借入金を原資として販売用不動産等（分譲用マンションの建設用地）を取得し、その一部をデベロッパーに対して販売しております。販売代金の一部は借入金の返済に充当しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第3期事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当事業年度における設備投資は総額で7,473千円であります。主な内容としましては、本社における備品購入3,319千円、社用車の取得1,322千円及び自社利用ソフトウェアの取得1,572千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却等はありません。

第4期第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

当第2四半期累計期間における設備投資は総額で5,814千円であります。主な内容としましては、本社における備品購入額であります。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成26年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都 杉並区)	分譲マンション 建設事業	本社機能	1,619	3,566	1,405	6,591	71 〔11〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 4. 上記の他、他の者から賃貸している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社 (東京都杉並区)	分譲マンション 建設事業	社有車 (リース)	960	1,036
本社 (東京都杉並区)	分譲マンション 建設事業	自社利用 ソフトウェア	982	2,321

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年1月31日現在)

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,478,660	非上場	単元株式数は100株であります。
計	2,478,660		

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

平成25年10月15日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第1回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)	5,278	5,130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,278(注)1	153,900(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,245(注)2	42(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年10月16日～ 平成35年10月15日	平成27年10月16日～ 平成35年10月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,245 資本組入額 623	発行価格 42 資本組入額 21
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 株式分割に関する事項

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月6日を基準日として、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

平成26年9月3日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第2回新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成26年5月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)		3,610
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		108,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		233(注) 2
新株予約権の行使期間		平成28年9月4日～ 平成36年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 233 資本組入額 117
新株予約権の行使の条件		(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注) 4

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に付与株式数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編成に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編成の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 株式分割に関する事項

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月6日を基準日として、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年6月23日 (注)1	800	800	40,000	40,000		
平成25年5月14日 (注)2	79,200	80,000		40,000		
平成25年5月24日 (注)3	2,622	82,622	1,311	41,311		
平成26年12月8日 (注)4	2,396,038	2,478,660		41,311		

(注) 1. 設立による増加であります。

2. 株式分割(1:100)による増加であります。

3. 第三者割当 発行価額 500円 資本組入額 500円

割当先 ファーストコーポレーション従業員持株会

4. 株式分割(1:30)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				1			20	21	
所有株式数 (単元)				3,148			21,632	24,780	660
所有株式数 の割合(%)				12.70			87.30	100.00	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,478,000	24,780	
単元未満株式	普通株式 660		
発行済株式総数	2,478,660		
総株主の議決権		24,780	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、会社法に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年10月15日取締役会決議)

決議年月日	平成25年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役2名 当社従業員35名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上(注)
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成27年1月31日現在におきましては、付与対象者は発行時と比べて、退職により従業員7名減少し、従業員28名であり、新株発行予定数は6,840株失効し、153,900株であります。

第2回新株予約権(平成26年9月3日取締役会決議)

決議年月日	平成26年9月3日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員47名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上(注)
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 平成27年1月31日現在におきましては、付与対象者は発行時と比べて、退職により従業員1名減少し、従業員46名であり、新株発行予定数は3,000株失効し、108,300株であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当社は株主への利益還元を経営上の重要施策の一つとして位置付けており、現在及び将来の事業展開や設備投資に係る内部留保金の確保などを総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を継続的かつ安定的に実施することに努めてまいります。

なお、当社は設立以来、剰余金の配当を行っておりませんが、当社の財務体質が強化され、配当を安定的に行うことができると判断した時点で配当の実施について検討する予定であります。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、業績や財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

(3) 配当の決定機関

剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。

(4) 配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の用途

最近事業年度においては、上記(1) 配当の基本的な方針に従い、剰余金の配当は行っていません。内部留保資金につきましては、財務体質の強化のための資金とすることとしております。

(5) 中間配当について

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		中村 利秋	昭和25年11月21日	昭和54年5月 昭和57年10月 平成2年2月 平成19年5月 平成23年6月	(有)中村美装 取締役 ナカワ工業(株)(現ファーストカルデア(株))設立 同社代表取締役社長 ランドワークス(株) 代表取締役社長 (株)中村 設立 同社代表取締役社長(現任) 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)2	634,890
取締役	管理部長	小暮 隆	昭和26年9月1日	平成14年6月 平成14年10月 平成24年2月 平成25年5月	ナカワ工業(株)(現ファーストカルデア(株))入社 同社経理財務部長 当社入社 経理財務部長 当社取締役管理部長(現任)	(注)2	
取締役	建築部長	横山 一夫	昭和39年7月25日	昭和62年4月 平成2年6月 平成15年9月 平成23年9月 平成25年5月	立入運輸(株)入社 大和建设(株)入社 ナカワ工業(株)(現ファーストカルデア(株))入社 当社入社 管理部長 当社取締役建築部長(現任)	(注)2	
取締役	営業開発部長	岩本 國利	昭和29年11月16日	昭和56年4月 昭和60年8月 昭和60年11月 平成16年10月 平成19年10月 平成24年3月 平成25年5月	(株)長谷川工務店(現(株)長谷工コーポレーション)入社 ニッセキハウス工業(株)入社 (株)大京観光(現(株)大京)入社 (株)アンピシャス入社 (株)ランド入社 当社入社 当社取締役営業開発部長(現任)	(注)2	
常勤監査役		藪谷 典行	昭和25年4月11日	昭和44年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年6月 平成20年10月 平成25年5月	(株)住友銀行(現(株)三井住友銀行)入行 同行 藤沢ブロック部長兼藤沢支店長 同行 業務監査部上席考査役 ティーケイビル(株) (現 ㈱楽天リアルティマネジメント)入社 常務取締役 サンリアルティ(株)入社 常務取締役 当社常勤監査役(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役		楠見 恭造	昭和46年3月10日	平成5年4月 平成13年10月 平成17年4月 平成18年10月 平成25年5月	(株)三和銀行(現 ㈱三菱東京UFJ銀行)入行 新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 楠見公認会計士事務所所長(現任) 税理士登録 当社監査役(現任)	(注)3	
監査役		諸橋 隆章	昭和50年7月6日	平成15年10月 平成16年4月 平成17年10月 平成25年5月 平成26年6月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録 清水直法律事務所入所(現任) 当社監査役(現任) (株)リアルビジョン取締役(現任)	(注)3	19,080
計							653,970

- (注) 1. 監査役 藪谷典行、楠見恭造及び諸橋隆章は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成27年5月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の終結の時から、平成30年5月期にかかる定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、社業の発展を通じて地域社会に貢献するとともに、企業を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の利害関係者から信頼が得られるよう、経営の効率性、透明性、健全性、迅速性が確保できる経営体制の確立に取り組んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ．会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

a 取締役会

当社の取締役会は取締役4名で構成され、月に1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。取締役の人数を少数に抑えることによって取締役会開催の利便性を高め、経営上の意思決定における迅速性を高めております。

b 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会へ出席し意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

c 経営会議

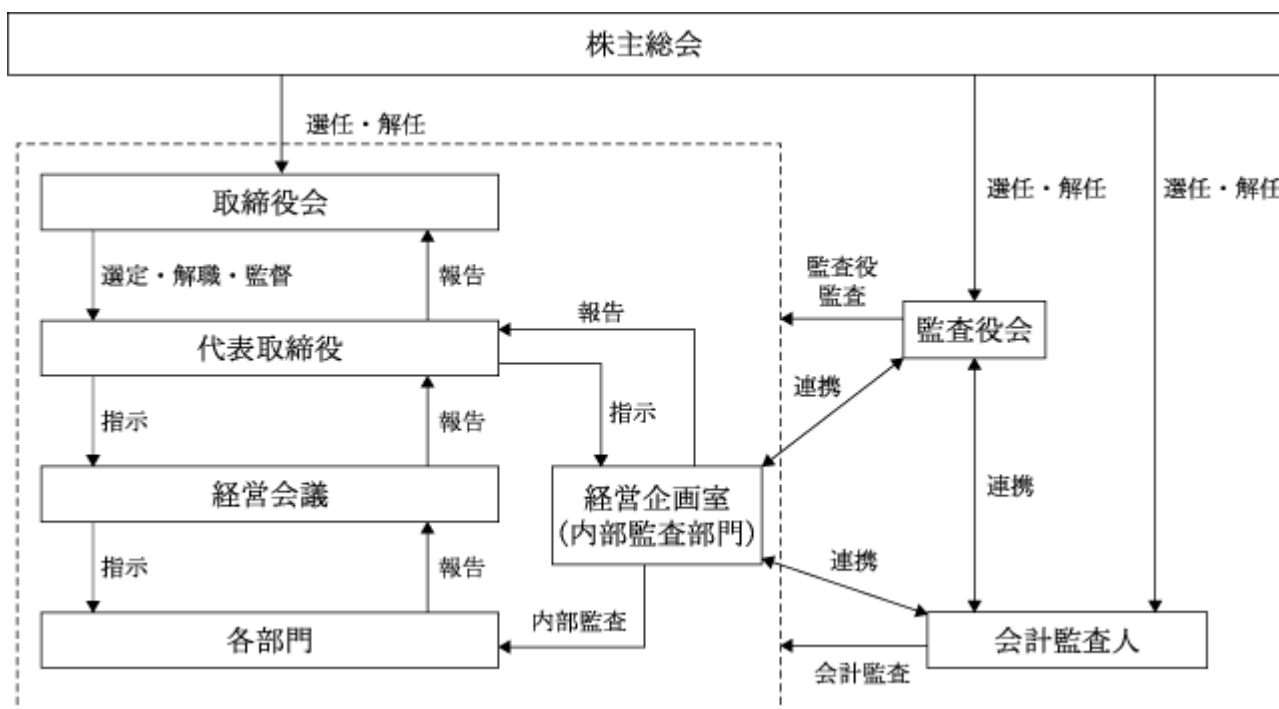
経営会議は、全取締役、常勤監査役、業務担当執行役員及び各事業ユニットの責任者で構成され、会社運営上の重要事項である、事業推進における決裁事項、重要な検討事項、事業計画の立案、業績及び資金収支の見込の検証等、経営に関する重要事項について検証及び対策を講じております。

d 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

当社の会社の機関・内部統制の関係は、次のとおりであります。



八．会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成26年5月15日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社経営に関する重要事項および業務執行状況を取締役に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。

取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が充分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令および定款に適合することを確保する。

代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議および社内規則に従い業務を執行する。又、代表取締役直轄に内部監査部門を設置し、業務遂行状況の監視体制を図る。

取締役を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業行動規則のほか、コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定する。コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部および外部に通報窓口を設ける。コンプライアンス・リスク管理委員会は、四半期毎にその構成委員による会議を招集し、コンプライアンス遵守の状況の確認と啓蒙活動をおこなう。

役職員に対して、コンプライアンスガイドラインを配布し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要に応じて講習を実施する。

「反社会的勢力対策規程」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規則ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。

情報の不正使用及び漏洩の防止のための手順を定め、情報セキュリティ施策を推進する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。

コンプライアンス・リスク管理委員長は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。（大規模事故・災害・不祥事の発生時における緊急対策本部の設置等）

リスク管理委員会の運営を司る部門として、管理部内にリスク管理委員会事務局を設置する。

リスク管理規程に基づき各部門に働き掛けし、各部門において継続的にリスクを監視する。

内部監査部門は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

会社に発生した、又は発生する恐れのあるリスクを発見した役職員が直接リスク管理委員会に連絡できる内部通報窓口を設ける。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規則において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

取締役会は、中期経営計画および各部・室・グループ別の業績目標を設定し、代表取締役、取締役および執行役員がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。

取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、取締役および執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。又、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

- e 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準としての企業行動規則のほかコンプライアンスガイドラインを制定し、コンプライアンス違反を未然に防ぐため、会社内部および外部に通報窓口を設ける。
- 定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。特に、独占禁止法の遵守については、遵守のための確認・監視等の体制を整備するとともに行動規範の徹底を図り、厳正な職務の執行を確保する。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役は、その職務を補助するため、スタッフを配置する。
- 監査役担当のスタッフは、監査役の指示に従いその職務を行う。
- 監査役担当のスタッフの人事考課については、常勤監査役の報告を受けて行う。
- 監査役担当のスタッフの異動については、常勤監査役の意見を聴取して行う。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
- 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
- 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。
- h その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
- 内部監査部門は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。
- i 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 「内部統制システム構築の基本方針」及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。
- j 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。又、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- 管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。又、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

二．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長から内部監査担当を任命された経営企画室が行っており、担当の人員は2名であります。経営企画室は内部監査規程及び代表取締役社長から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は代表取締役社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役3名で構成されており、原則毎月1回開催しております。また、監査役は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程を監査するほか、重要な決裁書類の閲覧等により業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

ホ．会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は中塩信一氏、吉岡裕樹氏であり、東陽監査法人に所属しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名であります。なお、継続監査年数につきましては7年以内であるため、記載を省略しております。

ヘ．社外取締役及び社外監査役との関係

当社は社外監査役3名を選任しております。社外監査役については、専門家としての高い見識等に基づき、客観的、中立性ある助言及び社内取締役の職務執行の監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与する機能及び役割を果たしているものと考えております。

現在、当社では社外監査役3名による客観的かつ中立的な確立された監査が実施されており、経営の監視体制が十分に整っていると判断しておりますので、社外取締役は選任しておりません。

当社の社外監査役諸橋隆章は当社株式19,080株を保有しており、社外監査役藪谷典行は当社新株予約権を450個、社外監査役楠見恭造は当社新株予約権を200個保有しております。それ以外に社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査役藪谷典行は、銀行業界における長期の職務経験を有し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。監査役楠見恭造は、公認会計士及び税理士として監査業務経験と会計税務に関する専門的知識を有しております。監査役諸橋隆章は弁護士として、企業法務やコンプライアンスに関する専門的知識を有しております。

なお、当社は社外取締役または社外監査役を選任するための基準または方針は定めておりませんが、一般株主の利益に配慮した判断の公正さ等を考慮して選任しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業価値向上のためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しております。法令、社会規範、市場ルール、社内規程等を遵守し遂行するため、コンプライアンス規程を制定しております。

当社の運営に関する全社的・統括的な重要リスク事項の報告、対策及び検討に関しては、当社代表取締役社長を対策責任者と位置付けております。不測の事態が発生した場合も同様となっております。法令遵守状況のチェックは、コンプライアンス・リスク管理委員会において行っております。また、当社では、法務、税務、労務等に係る外部の専門家と顧問契約を締結しており、日頃から指導や助言を得る体制を整備しております。

なお、当社は、情報セキュリティや個人情報管理に関するセキュリティ対策を講じるとともに適正管理に努めております。

個人情報を含む情報保護といった観点では、情報が外部に流出することのないように従業員等とは秘密保持契約を締結するとともに、身元保証書の取得も実施しております。

また、研修においては守秘義務の重要性の理解促進を促すとともに、設備面においても諸施策を講じております。

役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	賞与	
取締役	30,089	24,279	5,810	4
監査役 (社外監査役を除く)				
社外役員	7,900	7,400	500	3

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については取締役間の協議により決定し、監査役については監査役会の決議により決定しております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

また当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

取締役、監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除できる旨、定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の中間配当を行うことができる旨及び会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議によって期末配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,000	-	11,480	-

【その他重要な報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は事業規模や業務の特性等を勘案して監査日数・業務の内容等を精査し、監査役会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。

なお、前事業年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」に準じて記載しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年6月1日から平成25年5月31日まで)及び当事業年度(平成25年6月1日から平成26年5月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年6月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。また、定期的に会計基準等の検討を行うとともに、社内規程を整備しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,467	164,106
受取手形		416,998
売掛金		540
完成工事未収入金	1,119,859	1,953,063
販売用不動産	1 480,573	
未成工事支出金	78	1,288
前払費用	3,022	3,934
繰延税金資産	1,516	10,899
未収入金	3,843	28,103
その他	30	1,013
流動資産合計	1,634,392	2,579,948
固定資産		
有形固定資産		
建物	990	1,850
減価償却累計額	74	230
建物（純額）	915	1,619
車両運搬具	482	1,805
減価償却累計額	282	553
車両運搬具（純額）	200	1,251
工具、器具及び備品	638	3,957
減価償却累計額	108	390
工具、器具及び備品（純額）	529	3,566
リース資産	2,880	2,880
減価償却累計額	1,122	2,084
リース資産（純額）	1,757	795
有形固定資産合計	3,403	7,233
無形固定資産		
ソフトウェア		1,405
リース資産	3,403	2,718
無形固定資産合計	3,403	4,123
投資その他の資産		
出資金	40	50
長期前払費用	540	360
繰延税金資産	1,223	2,735
敷金及び保証金	14,726	18,346
投資その他の資産合計	16,530	21,492
固定資産合計	23,337	32,849
資産合計	1,657,729	2,612,798

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	366,615	960,545
工事未払金	601,300	1,057,086
短期借入金	¹ 550,000	100,000
リース債務	2,039	2,068
未払金	32,395	62,845
未払費用	5,629	10,896
未払法人税等	14,687	98,798
未成工事受入金	907	60,820
預り金	623	2,663
役員賞与引当金		6,310
完成工事補償引当金	357	4,006
未払消費税等	12,068	11,080
流動負債合計	1,586,624	2,377,121
固定負債		
リース債務	3,329	1,289
退職給付引当金	3,299	7,374
固定負債合計	6,628	8,663
負債合計	1,593,253	2,385,785
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,311	41,311
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	23,165	185,701
利益剰余金合計	23,165	185,701
株主資本合計	64,476	227,012
純資産合計	64,476	227,012
負債純資産合計	1,657,729	2,612,798

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成26年11月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	814,618
受取手形・完成工事未収入金等	2 3,423,030
仕掛販売用不動産	1 362,508
未成工事支出金	929
その他	123,043
流動資産合計	4,724,130
固定資産	
有形固定資産	11,127
無形固定資産	3,763
投資その他の資産	35,001
固定資産合計	49,892
資産合計	4,774,022
負債の部	
流動負債	
支払手形・工事未払金	3,689,600
短期借入金	1 390,000
未払法人税等	138,034
完成工事補償引当金	6,238
未成工事受入金	1,647
その他	89,498
流動負債合計	4,315,018
固定負債	
退職給付引当金	10,624
リース債務	773
固定負債合計	11,398
負債合計	4,326,416
純資産の部	
株主資本	
資本金	41,311
利益剰余金	406,294
株主資本合計	447,605
純資産合計	447,605
負債純資産合計	4,774,022

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
売上高		
完成工事高	3,421,632	6,670,576
不動産売上高		510,000
その他の売上高		7,010
売上高合計	3,421,632	7,187,586
売上原価		
完成工事原価	1 3,231,348	1 6,137,198
不動産売上原価		490,965
その他売上原価		4
売上原価合計	3,231,348	6,628,168
売上総利益		
完成工事総利益	190,283	533,377
不動産売上総利益		19,034
その他の売上総利益		7,005
売上総利益合計	190,283	559,417
販売費及び一般管理費		
役員報酬	13,467	31,679
従業員給料手当	52,871	91,623
法定福利費	9,600	18,680
役員賞与引当金繰入額		6,310
退職給付費用	243	1,322
賃借料	12,238	15,766
減価償却費	2,364	2,923
支払手数料	13,184	62,780
その他	31,809	60,622
販売費及び一般管理費合計	135,780	291,708
営業利益	54,503	267,709
営業外収益		
受取利息	13	23
安全協定会收受金	13,084	20,879
その他	700	364
営業外収益合計	13,797	21,267
営業外費用		
支払利息	1,330	2,566
支払手数料	2,050	
手形売却損	16,358	29,011
営業外費用合計	19,738	31,577
経常利益	48,562	257,398

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)	当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)
特別損失		
固定資産除却損	2,187	
和解金	12,100	
本社移転費用	1,116	
特別損失合計	13,404	
税引前当期純利益	35,158	257,398
法人税、住民税及び事業税	15,087	105,757
法人税等調整額	2,260	10,895
法人税等合計	12,826	94,862
当期純利益	22,331	162,536

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		381,125	11.8	701,032	11.4
労務費		154,438	4.8	258,097	4.2
(うち労務外注費)		(154,438)	(4.8)	(258,097)	(4.2)
外注費		2,496,146	77.3	4,811,862	78.4
経費		198,026	6.1	367,416	6.0
(うち人件費)		(135,211)	(4.2)	(255,714)	(4.2)
計		3,229,736	100.0	6,138,409	100.0
期首未成工事支出金		1,690		78	
合計		3,231,427		6,138,487	
期末未成工事支出金		78		1,288	
当期完成工事原価		3,231,348		6,137,198	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【不動産売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
土地仕入代		475,000	98.8		
外注費				7,902	76.0
経費		5,573	1.2	2,489	24.0
計		480,573	100.0	10,392	100.0
期首販売用不動産たな卸高				480,573	
合計		480,573		490,965	
期末販売用不動産たな卸高		480,573			
当期不動産売上原価				490,965	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【その他売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)		当事業年度 (自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費				4	100.0
当期その他売上原価				4	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年11月30日)
売上高	
完成工事高	5,693,663
不動産売上高	2,284,200
その他の売上高	29,800
売上高合計	8,007,663
売上原価	
完成工事原価	5,203,419
不動産売上原価	2,222,544
その他売上原価	7,105
売上原価合計	7,433,068
売上総利益	
完成工事総利益	490,244
不動産売上総利益	61,655
その他の売上総利益	22,695
売上総利益合計	574,595
販売費及び一般管理費	1 201,345
営業利益	373,249
営業外収益	
受取利息	12
労働保険料還付金	763
物品売却収入	261
その他	86
営業外収益合計	1,122
営業外費用	
支払利息	9,685
手形売却損	10,956
営業外費用合計	20,642
経常利益	353,730
特別利益	
固定資産売却益	35
特別利益合計	35
特別損失	
固定資産除却損	380
特別損失合計	380
税引前四半期純利益	353,385
法人税、住民税及び事業税	138,036
法人税等調整額	5,243
法人税等合計	132,792
四半期純利益	220,592

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	40,000	833	833	40,833	40,833
当期変動額					
新株の発行	1,311			1,311	1,311
当期純利益		22,331	22,331	22,331	22,331
当期変動額合計	1,311	22,331	22,331	23,642	23,642
当期末残高	41,311	23,165	23,165	64,476	64,476

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	41,311	23,165	23,165	64,476	64,476
当期変動額					
当期純利益		162,536	162,536	162,536	162,536
当期変動額合計		162,536	162,536	162,536	162,536
当期末残高	41,311	185,701	185,701	227,012	227,012

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成24年6月1日	(自	平成25年6月1日
	至	平成25年5月31日)	至	平成26年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期純利益		35,158		257,398
減価償却費		2,364		2,923
役員賞与引当金の増減額（は減少）				6,310
完成工事補償引当金の増減額（は減少）		357		3,649
退職給付引当金の増減額（は減少）		2,143		4,075
受取利息		13		23
支払手数料		2,050		
支払利息		1,330		2,566
和解金		12,100		
有形固定資産除却損		187		
売上債権の増減額（は増加）		428,678		1,250,742
たな卸資産の増減額（は増加）		478,961		479,363
仕入債務の増減額（は減少）		332,072		1,049,715
未成工事受入金の増減額（は減少）		601		59,912
未払消費税等の増減額（は減少）		8,016		987
その他		21,332		10,767
小計		491,142		624,929
利息の受取額		13		23
利息及び手数料の支払額		3,893		2,215
和解金の支払額		12,100		
法人税等の支払額		1,246		21,646
営業活動によるキャッシュ・フロー		508,368		601,090
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		1,323		4,068
無形固定資産の取得による支出				1,972
敷金の返還による収入		1,644		366
敷金の差入による支出		13,369		5,723
その他		340		890
投資活動によるキャッシュ・フロー		13,389		10,508
財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		550,000		400,000
短期借入金の返済による支出		55,000		850,000
株式の発行による収入		1,311		
ファイナンス・リース債務の返済による支出		1,942		1,942
財務活動によるキャッシュ・フロー		494,368		451,942
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		27,389		138,639
現金及び現金同等物の期首残高		52,857		25,467
現金及び現金同等物の期末残高	1	25,467	1	164,106

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		353,385
減価償却費		1,900
役員賞与引当金の増減額（は減少）		6,310
完成工事補償引当金の増減額（は減少）		2,231
退職給付引当金の増減額（は減少）		3,250
受取利息		12
支払利息		9,685
有形固定資産売却損益（は益）		35
有形固定資産除却損		380
売上債権の増減額（は増加）		1,052,428
たな卸資産の増減額（は増加）		362,149
仕入債務の増減額（は減少）		1,671,968
未成工事受入金の増減額（は減少）		59,172
その他		72,171
小計		490,521
利息の受取額		12
利息の支払額		10,156
法人税等の支払額		98,800
営業活動によるキャッシュ・フロー		381,576
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出		20,000
有形固定資産の取得による支出		6,847
有形固定資産の売却による収入		35
無形固定資産の取得による支出		400
敷金の返還による収入		109
敷金の差入による支出		12,741
その他		250
投資活動によるキャッシュ・フロー		40,094
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		3,192,500
短期借入金の返済による支出		2,902,500
ファイナンス・リース債務の返済による支出		971
財務活動によるキャッシュ・フロー		289,028
現金及び現金同等物の増減額（は減少）		630,511
現金及び現金同等物の期首残高		164,106
現金及び現金同等物の四半期末残高	1	794,618

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

未成工事支出金 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年

車両運搬具 3年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

完成工事補償引当金 建築物の引渡後の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

- 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
- 完成工事補償引当金 建築物の引渡後の補償工事に係る費用を補填するため、過去の補償工事の実績等を基準として算定した将来の負担見込額を計上しております。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、(退職給付関係)の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、(退職給付関係)の注記の組替えは行ってありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
販売用不動産	480,573 千円	千円
計	480,573	

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
短期借入金	410,000 千円	千円
計	410,000	

2 受取手形割引高

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
	708,994 千円	2,291,603 千円

3 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金受領額に対して、信用保証会社に連帯保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
リベステ(株)	千円	80,600 千円
(株)アーネストワン		72,910
日本綜合地所(株)		30,760
(株)ワイ・エフ・エム		5,400
一建設(株)	47,135	3,500
(株)オープンハウス・ディベロップメント	89,670	
合計	136,805	193,170

(損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている完成工事補償引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
	357 千円	4,006 千円

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
建物	187 千円	千円
計	187	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	800	81,822		82,622

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は、次のとおりであります。

平成25年 5月14日	株式分割	79,200株
平成25年 5月24日	第三者割当増資	2,622株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	82,622			82,622

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
平成25年ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	平成24年 6月 1日 平成25年 5月31日)	(自 至	平成25年 6月 1日 平成26年 5月31日)
現金及び預金		25,467 千円		164,106 千円
現金及び現金同等物		25,467 千円		164,106 千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成25年 5月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として業務用車両(車両運搬具)であります。
- ・無形固定資産 主として積算用ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年 5月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として業務用車両(車両運搬具)であります。
- ・無形固定資産 主として積算用ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は1年以内となっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は1年以内の支払期日としており、短期借入金は運転資金の調達であります。営業債務、借入金及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

(3)信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち71.3%が特定の大口顧客に対するものです。

2 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	25,467	25,467	
(2) 完成工事未収入金	1,119,859	1,119,859	
資産 計	1,145,326	1,145,326	
(1) 支払手形	366,615	366,615	
(2) 工事未払金	601,300	601,300	
(3) 短期借入金	550,000	550,000	
(4) リース債務	5,368	5,194	174
(5) 未払金	32,395	32,395	
(6) 未払法人税等	14,687	14,687	
負債 計	1,570,367	1,570,193	174

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)完成工事未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)工事未払金、(3)短期借入金、(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)出資金(貸借対照表計上額40千円)は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	25,467			
完成工事未収入金	1,119,859			
合計	1,145,326			

(注4)短期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	550,000					
リース債務	2,039	2,039	1,031	257		
合計	552,039	2,039	1,031	257		

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの与信管理と期日管理、残高管理を行っております。なお、回収期日は1年以内となっております。

営業債務である支払手形及び工事未払金は1年以内の支払期日としており、短期借入金は運転資金の調達であります。営業債務、借入金及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理をしております。

(3)信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち53.8%が特定の大口顧客に対するものです。

2 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	164,106	164,106	
(2) 受取手形	416,998	416,998	
(3) 売掛金	540	540	
(4) 完成工事未収入金	1,953,063	1,953,063	
資産 計	2,534,708	2,534,708	
(1) 支払手形	960,545	960,545	
(2) 工事未払金	1,057,086	1,057,086	
(3) 短期借入金	100,000	100,000	
(4) リース債務	3,358	3,294	63
(5) 未払金	62,845	62,845	
(6) 未払法人税等	98,798	98,798	
負債 計	2,282,633	2,282,569	63

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、(4)完成工事未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)工事未払金、(3)短期借入金、(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)出資金(貸借対照表計上額50千円)は市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中には含めておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	164,106			
受取手形	416,998			
売掛金	540			
完成工事未収入金	1,953,063			
合計	2,534,708			

(注4)短期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000					
リース債務	2,068	1,031	257			
合計	102,068	1,031	257			

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

当社は、退職給付債務の計算方法として簡便法を採用しております。

イ．退職給付債務	3,299	千円
ロ．退職給付引当金	3,299	千円

3 退職給付費用に関する事項

イ．勤務費用	2,143	千円
ロ．退職給付費用	2,143	千円

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	3,299	千円
退職給付費用	4,075	千円
退職給付引当金の期末残高	7,374	千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	7,374	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,374	千円

退職給付引当金	7,374	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,374	千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 4,075千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成25年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員35名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,358株
付与日	平成25年10月22日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	条件の定めはありません。
権利行使期間	平成27年10月16日～平成35年10月15日

(注) 権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。また、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年5月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

決議年月日	平成25年10月15日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	5,358
失効	80
権利確定	
未確定残	5,278
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

決議年月日	平成25年10月15日
権利行使価格(円)	1,245
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの公正な評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値は、DCF法及び類似会社比較方式により算出した価格を総合的に勘案して決定した当社株式の評価額から権利行使価格を控除して算出しておりません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額

30,190千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
(1) 流動資産		
完成工事補償引当金	140 千円	1,486 千円
未払事業税	1,375	9,212
未払費用		200
計	1,516	10,899
(2) 固定資産		
敷金(資産除去債務)	83	222
退職給付引当金	1,223	2,735
評価性引当額	83	222
計	1,223	2,735
繰延税金資産合計	2,740	13,635

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
法定実効税率	39.4 %	39.4 %
(調整)		
中小企業の軽減税率適用による影響	3.4	0.5
住民税均等割等	0.5	0.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	1.0
評価性引当額	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		0.3
所得拡大促進税制による影響		2.7
その他	0.8	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.5	36.9

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(平成25年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年5月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年6月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.4%から37.1%に変更されております。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成25年5月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度(平成26年5月31日)

当社は、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務については、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

当社の事業セグメントは分譲マンション建設事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)

当社の事業セグメントは分譲マンション建設事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
一建設株式会社	2,864,372	分譲マンション建設事業

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
一建設株式会社	4,929,130	分譲マンション建設事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
法人主要株主の子会社	ファーストプラス株式会社	千葉県野田市	77,000	システムキッチン等の住宅用設備の製造販売		営業上の取引	システムキッチン等の購入	44,389		

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. ファーストプラス株式会社は、法人主要株主であった有限会社一商事の子会社であります。
 3. 上記の取引金額には、有限会社一商事が法人主要株主であった平成25年5月14日までの取引金額を記載しております。
 4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	中村利秋			当社代表取締役	(被所有)直接38.60	債務被保証	当社銀行借入等に対する債務被保証	553,352		
個人主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社及びその子会社	有限会社一商事	東京都西東京市	96,489	有価証券の管理・保有		債務被保証	当社支払手形及び工事未払金に対する債務被保証	12,192		
	ファーストプラス株式会社	千葉県野田市	77,000	システムキッチン等の住宅用設備の製造販売		営業上の取引	システムキッチン等の購入	4,252	支払手形	2,459
									工事未払金	4,473

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりませんが、支払手形及び工事未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 有限会社一商事は、個人主要株主である飯田一樹氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社であり、ファーストプラス株式会社は有限会社一商事の子会社であります。
 3. ファーストプラス株式会社との取引金額には、飯田一樹氏が個人主要株主となった平成25年5月14日以降の取引金額を記載しております。
 4. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社は、銀行借入及び一部のリース取引について中村利秋より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。
 当社は、特定の外注先に対する支払手形及び工事未払金について有限会社一商事より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。
 ファーストプラス株式会社との取引について、価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人主要株主及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社及びその子会社	有限会社一商事	東京都西東京市	96,489	有価証券の管理・保有		債務被保証	当社支払手形及び工事未払金に対する債務被保証	52,001		
	ファーストプラス株式会社	千葉県野田市	77,000	システムキッチン等の住宅用設備の製造販売		営業上の取引	システムキッチン等の購入	90,365	支払手形	17,730
									工事未払金	1,900

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりませんが、支払手形及び工事未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
2. 有限会社一商事は、個人主要株主である飯田一樹氏及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社であり、ファーストプラス株式会社は有限会社一商事の子会社であります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 当社は、特定の外注先に対する支払手形及び工事未払金について有限会社一商事より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。
 ファーストプラス株式会社との取引について、価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
1株当たり純資産額	26.01円	91.59円
1株当たり当期純利益金額	9.30円	65.57円

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成25年5月14日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で、平成26年12月8日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年6月1日 至 平成25年5月31日)	当事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年5月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	22,331	162,536
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	22,331	162,536
普通株式の期中平均株式数(株)	2,401,710	2,478,660
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類 (新株予約権の数5,278個) これらの詳細については、 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約 権等の状況」に記載のと おりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年5月31日)	当事業年度 (平成26年5月31日)
純資産の部の合計額(千円)	64,476	227,012
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	64,476	227,012
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2,478,660	2,478,660

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年 6月 1日 至 平成25年 5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 6月 1日 至 平成26年 5月31日)

1 多額な資金の借入

当社は、平成26年 7月16日開催の取締役会の決議に基づき、販売用不動産等の取得を目的として、総額 2,484,500千円の手形借入を実行しております。

	借入	借入	借入
(1)借入先	(株)三井住友銀行	(株)三井住友銀行	(株)三菱東京UFJ銀行
(2)借入金額	110,000千円	1,984,500千円	390,000千円
(3)借入実行日	平成26年 7月18日	平成26年 8月12日	平成26年 7月30日
(4)返済期限	平成26年 9月30日 (注) 1	平成26年 9月30日 (注) 1	平成27年 2月27日 (注) 1
(5)返済方法	一括返済	一括返済	一括返済
(6)借入利率	1.525%	1.525%	1.975%
(7)担保提供資産	なし	なし	仕掛販売用不動産 (注) 2
(8)保証	なし	なし	なし
(9)その他の特約等	なし	なし	なし

(注) 1. 借入 及び借入 については平成26年 9月30日に、借入 については平成26年12月19日に返済を完了しております。

2. 当社が取得した仕掛販売用不動産について、極度額390,000千円の根抵当権を設定しておりましたが、借入 について返済を完了したことに伴い、当該根抵当権は解除されております。

2 第2回新株予約権の発行

当社は、平成26年 9月 3日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年 9月12日付で下記のとおり第2回新株予約権を発行しております。

(1) 新株予約権の割当を受ける者及び割当てたる新株予約権の数

当社取締役	1名	300個
当社従業員	47名	3,410個
合計	48名	3,710個

(2) 新株予約権の払込金額

金銭の払込を要しないものとする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 3,710株

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株につき6,965円

(5) 新株予約権の行使期間

平成28年9月4日から平成36年9月3日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

(7) 新株予約権を発行する理由

当社の業績向上への意欲高揚を目的としております。

3 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月8日付で株式分割を行っております。また、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の目的

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性向上と投資家層のさらなる拡大を図るために株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることといたしました。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年12月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

2,396,038株

1株当たり情報に及ぼす影響

(1株当たり情報)に記載しております。

(3) 単元株制度の概要

普通株式の単元株式数を100株としております。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 担保提供資産

	当第2四半期会計期間 (平成26年11月30日)
仕掛販売用不動産	362,508千円

上記資産には、銀行からの借入債務に対し、極度額390,000千円の根抵当権を設定しております。
当第2四半期会計期間末において該当する債務は短期借入金390,000千円であります。

2 受取手形割引高

	当第2四半期会計期間 (平成26年11月30日)
	1,917,707千円

3 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金受領額に対して、信用保証会社に連帯保証を行っております。

	当第2四半期会計期間 (平成26年11月30日)
(株)アーネストワン	136,470千円
(株)ワイ・エフ・エム	7,100千円
合計	143,570千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年11月30日)
従業員給料手当	69,867千円
退職給付費用	1,317千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)
現金及び預金	814,618千円
預入期間が3か月を超える定期預金	20,000千円
現金及び現金同等物	794,618千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

- 1 配当金支払額

該当事項はありません。

- 2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、分譲マンション建設事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(金融商品関係)

現金及び預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金並びに短期借入金は、当社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ四半期貸借対照表計上額に前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められますが、当第2四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自平成26年6月1日 至平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	89円00銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	220,592
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	220,592
普通株式の期中平均株式数(株)	2,478,660
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成26年9月12日発行 第2回新株予約権 (ストック・オプション) 3,710個

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年12月8日付で普通株式1株につき普通株式30株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月8日付で株式分割を行っております。また、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度の目的

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性向上と投資家層のさらなる拡大を図るために株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とすることといたしました。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成26年12月6日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

2,396,038株

1株当たり情報に及ぼす影響

(1株当たり情報)に記載しております。

(3) 単元株制度の概要

普通株式の単元株式数を100株としております。

【附属明細表】（平成26年5月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	990	860		1,850	230	156	1,619
車両運搬具	482	1,322		1,805	553	271	1,251
工具、器具及び備品	638	3,319		3,957	390	281	3,566
リース資産	2,880			2,880	2,084	961	795
有形固定資産計	4,991	5,501		10,492	3,259	1,671	7,233
無形固定資産							
ソフトウェア		1,572		1,572	166	166	1,405
リース資産	5,293	400		5,693	2,975	1,085	2,718
無形固定資産計	5,293	1,972		7,265	3,142	1,252	4,123
長期前払費用	900			900	540	180	360

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	550,000	100,000	1.975	
1年以内に返済予定のリース債務	2,039	2,068		
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	3,329	1,289		平成27年6月4日～ 平成28年8月4日
その他有利子負債				
合計	555,368	103,358		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,031	257		

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員賞与引当金		6,310			6,310
完成工事補償引当金	357	4,006	357		4,006

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年5月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	247
預金	
当座預金	32,034
普通預金	131,824
計	163,859
合計	164,106

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一建設(株)	296,899
(株)アーネストワン	120,099
合計	416,998

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年7月	21,805
平成26年9月	395,193
合計	416,998

売掛金

相手先	金額(千円)
インターナショナル岩田企画(株)	540
合計	540

完成工事未収入金
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一建設株	753,200
日本綜合地所株	436,929
リベレステ株	247,934
ジェイレックス・コーポレーション株	191,733
株ビッグヴァン	175,897
その他	147,367
合計	1,953,063

完成工事未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
1,119,859	7,001,276	6,168,072	1,953,063	76.0	80.1

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

未成工事支出金

区分	金額(千円)
外注費	898
経費	390
合計	1,288

支払手形
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)ランテック	136,460
東信建材(株)	53,900
三友鋼機(株)	47,764
ウチダ商事(株)	44,530
温井住設(株)	38,948
その他	638,941
合計	960,545

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成26年6月	269,219
平成26年7月	224,242
平成26年8月	270,618
平成26年9月	196,464
合計	960,545

工事未払金

相手先	金額(千円)
(株)ランテック	80,399
三友鋼機(株)	77,550
南洋興業(株)	75,068
(株)誠辰	68,080
(株)小山工務店	58,170
その他	697,817
合計	1,057,086

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店および営業所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店(注1) みずほ証券株式会社 本店、全国各支店および営業所(注1)
買取手数料	無料(注2)
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://1st-corp.com/index.html
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場した日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	中村莉紗	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)(注7)	4,130	2,065,000(500)(注4)	親族への譲渡
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	中村建二	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)(注7)	4,130	2,065,000(500)(注4)	親族への譲渡
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	佐藤和広	東京都多摩市	(注7)	2,550	1,275,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	堀口忠美	東京都練馬区	(注7)	2,550	1,275,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	諸橋隆章	東京都品川区	特別利害関係者等(当社監査役)(注7)	636	318,000(500)(注4)	監査意識向上のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	片山剛志	東京都豊島区	(注7)	306	153,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	小平 定	東京都武蔵野市	(注7)	306	153,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	平野耕司	東京都杉並区	(注7)	306	153,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	遠藤美紀	東京都豊島区		204	102,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	鈴谷健三	東京都文京区		200	100,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	安部敏弥	東京都豊島区		200	100,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	亀山周二	東京都渋谷区		170	85,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	林 淳二	東京都足立区		163	81,500(500)(注4)	事業支援のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	猪狩甲隆	東京都中央区		163	81,500(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	村山 功	埼玉県和光市		90	45,000(500)(注4)	事業支援のため
平成25年5月14日	有限会社一商事代表取締役飯田一樹	東京都西東京市柳沢一丁目6番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の資本的関係会社)	飯田一樹	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社の資本的関係会社の役員)(注8)	27,750	13,875,000(500)(注4)	前所有者の事情による
平成25年5月14日	有限会社一商事代表取締役飯田一樹	東京都西東京市柳沢一丁目6番3号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の資本的関係会社)	斉藤みさを	福井県越前市	(注8)	4,250	2,125,000(500)(注4)	前所有者の事情による
平成25年9月24日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社中村代表取締役中村利秋	東京都杉並区桃井三丁目6番1-1408号	特別利害関係者等(当社代表取締役社長により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)(注9)	10,496	13,067,520(1,245)(注5)	所有者の事情による
平成25年9月24日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	海老根宏	千葉県浦安市		200	249,000(1,245)(注5)	事業支援のため
平成25年9月24日	中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	青木公司	神奈川県横浜市都筑区		200	249,000(1,245)(注5)	事業支援のため
平成26年11月14日	猪狩甲隆	東京都中央区		中村利秋	東京都杉並区	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	163	1,135,295(6,965)(注5)	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年6月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとしてとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
配当還元法、時価純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比較方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 当社は、平成25年5月14日開催の取締役会決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動にかかる移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。
7. 中村莉紗、中村建二、佐藤和広、堀口忠美、諸橋隆章、片山剛志、小平 定及び平野耕司は、当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。
8. 斉藤みさをは、当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。また、有限会社一商事は、当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の資本的関係会社)に該当しなくなっております。さらに、飯田一樹は、当該株式移動により特別利害関係者等(当社の資本的関係会社の役員)に該当しなくなりましたが、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。
9. 株式会社中村は、当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。また、片山剛志、小平 定及び平野耕司は、当該株式移動により特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しなくなっております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年5月24日	平成25年10月22日	平成26年9月12日
種類	普通株式	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	2,622株	普通株式5,358株 (注) 7	普通株式3,710株(注) 8
発行価格	500円 (注) 4	1株につき1,245円 (注) 5	1株につき6,965円 (注) 5
資本組入額	500円	623円	3,483円
発行価額の総額	1,311,000円	6,670,710円	25,840,150円
資本組入額の総額	1,311,000円	3,338,034円	12,921,930円
発行方法	有償第三者割当	平成25年10月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成26年8月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年5月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 安定株主の確保を目的としたもので、発行価格は、配当還元法、時価純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比較方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき1,245円	1株につき6,965円
行使期間	平成27年10月16日から 平成35年10月15日まで	平成28年9月4日から 平成36年9月3日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。</p>	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にある場合のみ権利行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日から6ヶ月を経過した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権 について、退職により、従業員7名228株分の権利が喪失しております。
8. 新株予約権 について、退職により、従業員1名100株分の権利が喪失しております。
9. 当社は、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格及び資本組入額は株式分割前の数値を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ファーストコーポレーション従業員持株会	東京都杉並区天沼二丁目3番9号		2,622	1,311,000 (500)	当社の従業員持株会 (注)1

(注)1. ファーストコーポレーション従業員持株会は当該第三者割当増資により、特別利害関係者等(大株主上位10名)に該当しております。

2. 当社は、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小暮 隆	東京都練馬区	会社役員	450	560,250 (1,245)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
横山一夫	東京都大田区	会社役員	450	560,250 (1,245)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岩本國利	埼玉県蕨市	会社役員	450	560,250 (1,245)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
藪谷典行	神奈川県大和市	会社役員	450	560,250 (1,245)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
蛸原政好	東京都江東区	会社員	450	560,250 (1,245)	当社の従業員
木村謙吾	東京都練馬区	会社員	350	435,750 (1,245)	当社の従業員
印南研二	埼玉県北本市	会社員	250	311,250 (1,245)	当社の従業員
若松 繁	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	250	311,250 (1,245)	当社の従業員
五味川賢治	埼玉県久喜市	会社員	250	311,250 (1,245)	当社の従業員
能宗啓之	埼玉県越谷市	会社員	250	311,250 (1,245)	当社の従業員
楠見恭造	東京都小平市	会社役員	200	249,000 (1,245)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
三塚良平	東京都北区	会社員	200	249,000 (1,245)	当社の従業員
佐藤智彦	埼玉県上尾市	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
大戸 領	東京都中野区	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
小林真樹	東京都小平市	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
河野大輔	東京都文京区	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
太田龍一	埼玉県川口市	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
山本光英	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
有馬秀一	埼玉県所沢市	会社員	100	124,500 (1,245)	当社の従業員
田上英臣	埼玉県志木市	会社員	80	99,600 (1,245)	当社の従業員
二瓶祐太郎	東京都西東京市	会社員	60	74,700 (1,245)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
熊坂由貴	東京都国分寺市	会社員	50	62,250 (1,245)	当社の従業員
高木伸司	埼玉県入間郡	会社員	50	62,250 (1,245)	当社の従業員
工藤卓也	東京都中野区	会社員	50	62,250 (1,245)	当社の従業員
幸田芳己	東京都葛飾区	会社員	40	49,800 (1,245)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が33株以下の従業員は8名であり、その株式の総数は100株であります。

2. 当社は、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

3. 退職により、権利を喪失したものについては記載しておりません。

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東 輝行	神奈川県相模原市南区	会社員	350	2,437,750 (6,965)	当社の従業員
横山一夫	東京都大田区	会社役員	300	2,089,500 (6,965)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
宮田伸也	神奈川県相模原市緑区	会社員	200	1,393,000 (6,965)	当社の従業員
大芦哲也	埼玉県戸田市	会社員	200	1,393,000 (6,965)	当社の従業員
原田 勉	千葉県千葉市美浜区	会社員	200	1,393,000 (6,965)	当社の従業員
大嶋裕二	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
後藤宏之	神奈川県海老名市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
芝崎宣明	埼玉県さいたま市北区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
竹村陽一郎	東京都三鷹市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
森 正雄	東京都練馬区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
横田賢二	埼玉県鶴ヶ島市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
池田敏郎	東京都武蔵野市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
宇野弘晃	東京都町田市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
幸田芳己	東京都葛飾区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
杉山豊二	東京都北区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
田上英臣	埼玉県志木市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
佐藤智彦	埼玉県上尾市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
河野大輔	東京都文京区	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
有馬秀一	東京都東村山市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
日高正之	千葉県浦安市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
宮後国光	埼玉県春日部市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
藤倉正巳	東京都武蔵野市	会社員	100	696,500 (6,965)	当社の従業員
細川 潤	東京都目黒区	会社員	80	557,200 (6,965)	当社の従業員
森元敬一郎	千葉県市川市	会社員	50	348,250 (6,965)	当社の従業員
川原健司	埼玉県吉川市	会社員	50	348,250 (6,965)	当社の従業員
高木伸司	埼玉県入間郡	会社員	50	348,250 (6,965)	当社の従業員
二瓶祐太郎	東京都西東京市	会社員	50	348,250 (6,965)	当社の従業員
工藤卓也	東京都中野区	会社員	50	348,250 (6,965)	当社の従業員

(注) 1. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が33株以下の従業員は19名であり、その株式の総数は330株であります。

2. 当社は、平成26年11月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月8日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の数値を記載しております。

3. 退職により、権利を喪失したものについては記載しておりません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
飯田一樹 1	東京都杉並区	832,500	30.37
中村利秋 1,2	東京都杉並区	634,890	23.16
株式会社中村 1,6	東京都杉並区桃井三丁目6番1-1408号	314,880	11.49
斉藤みさを 1	福井県越前市	127,500	4.65
中村莉紗 1,5	東京都杉並区	123,900	4.52
中村建二 1,5	東京都杉並区	123,900	4.52
ファーストコーポレーション 従業員持株会 1	東京都杉並区天沼二丁目3番9号	78,660	2.87
佐藤和広 1	東京都多摩市	76,500	2.79
堀口忠美 1	東京都練馬区	76,500	2.79
横山一夫 3	東京都大田区	22,500 (22,500)	0.82 (0.82)
諸橋隆章 1,4	東京都品川区	19,080	0.70
小暮 隆 3	東京都練馬区	13,500 (13,500)	0.49 (0.49)
岩本國利 3	埼玉県蕨市	13,500 (13,500)	0.49 (0.49)
藪谷典行 4	神奈川県大和市	13,500 (13,500)	0.49 (0.49)
蛸原政好 7	東京都江東区	13,500 (13,500)	0.49 (0.49)
木村謙吾 7	東京都練馬区	10,500 (10,500)	0.38 (0.38)
東 輝行 7	神奈川県相模原市南区	10,500 (10,500)	0.38 (0.38)
片山剛志	東京都豊島区	9,180	0.33
小平 定	東京都武蔵野市	9,180	0.33
平野洋子	東京都杉並区	9,180	0.33
印南研二 7	埼玉県北本市	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
若松 繁 7	千葉県鎌ヶ谷市	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
五味川賢治 7	埼玉県久喜市	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
能宗啓之 7	埼玉県越谷市	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
遠藤美紀	東京都豊島区	6,120	0.22
鈴谷健三	東京都文京区	6,000	0.22
安部敏弥	東京都豊島区	6,000	0.22
海老根宏	千葉県浦安市	6,000	0.22
青木公司	神奈川県横浜市都筑区	6,000	0.22

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
楠見恭造 4	東京都小平市	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
三塚良平 7	東京都北区	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
佐藤智彦 7	埼玉県上尾市	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
河野大輔 7	東京都文京区	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
有馬秀一 7	東京都東村山市	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
宮田伸也 7	神奈川県相模原市緑区	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
大芦哲也 7	埼玉県戸田市	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
原田 勉 7	千葉県千葉市美浜区	6,000 (6,000)	0.22 (0.22)
田上英臣 7	埼玉県志木市	5,400 (5,400)	0.20 (0.20)
亀山周二	東京都渋谷区	5,100	0.19
林 淳二	東京都足立区	4,890	0.18
幸田芳巳 7	東京都葛飾区	4,200 (4,200)	0.15 (0.15)
二瓶祐太郎 7	東京都西東京市	3,300 (3,300)	0.12 (0.12)
大戸 領 7	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
小林真樹 7	東京都小平市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
太田龍一 7	埼玉県川口市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
山本光英 7	神奈川県横浜市鶴見区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
工藤卓也 7	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
高木伸司 7	埼玉県入間郡	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
大嶋裕二 7	神奈川県川崎市高津区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
後藤宏之 7	神奈川県海老名市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
芝崎宣明 7	埼玉県さいたま市北区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
竹村陽一郎 7	東京都三鷹市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
森 正雄 7	東京都練馬区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
横田賢二 7	埼玉県鶴ヶ島市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
池田敏郎 7	東京都武蔵野市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
宇野弘晃 7	東京都町田市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
杉山豊二 7	東京都北区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
藤倉正巳 7	東京都武蔵野市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
宮後国光 7	埼玉県春日部市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
日高正之 7	千葉県浦安市	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
その他32名		22,500 (19,800)	0.82 (0.72)
計		2,740,860 (262,200)	100.00 (9.57)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の 7 の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長) 3 特別利害関係者等(当社取締役) 4 特別利害関係者等(当社監査役) 5 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族) 6 特別利害関係者等(当社役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社) 7 当社従業員
2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 中 塩 信 一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の平成25年6月1日から平成26年5月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社の平成26年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年7月16日開催の取締役会の決議に基づき、多額な資金の借入れを行っている。
- 2．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年9月3日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年9月12日付で第2回新株予約権を発行している。
- 3．重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月8日付で株式分割を行っている。また、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、単元株制度を採用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年2月10日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 塩 信 一指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の平成24年6月1日から平成25年5月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社の平成25年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月10日

ファーストコーポレーション株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 塩 信 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファーストコーポレーション株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第4期事業年度の第2四半期会計期間(平成26年9月1日から平成26年11月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成26年6月1日から平成26年11月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ファーストコーポレーション株式会社の平成26年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年11月14日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年12月8日付で株式分割を行っている。また、平成26年12月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、単元株制度を採用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。